

令和 8 年大和市農業委員会第 5 回総会議事録

令和 8 年 5 月 22 日（金）午前 10 時開会

大和市役所 5 階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1 番 高 橋 守 委員	11 番 池 田 俊一郎委員
2 番 大 沼 茂 樹 委員	12 番 木 村 賢 一 委員
3 番 眞 壁 浩 二 委員	13 番 古谷田 和 子 委員
4 番 遠 藤 一 直 委員	14 番 保 田 雄 一 委員
6 番 渡 邊 みどり委員	15 番 長谷川 慶太郎委員
7 番 富 澤 克 司 委員	16 番 関 水 好 美 委員
10 番 荻 窪 登 委員	

2. 本日の欠席委員

8 番 田 邊 義 之 委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 石井 一郎
次長 山本 春美
主査 富田 規裕
主査 近田 拓朗

4. 本日の議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出
について

日程第 4 報告第 17 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第 5 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

日程第 6 議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

報告第 17 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 13 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 8 年 5 月大和市農業委員会第 5 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員を指名いたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、12 番、木村賢一委員、13 番、古谷田和子委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、総会資料 1 ページをごらんください。

4 月 29 日、第 37 回やまとふれあいの里レンゲまつりが開催され、眞壁会長、遠藤職務代理、大沼委員、渡邊委員、木村委員が出席されました。

5 月 1 日、県央地区農業委員会連合会通常総会が開催され、眞壁会長、遠藤職務代理が出席されました。

5 月 9 日・10 日、第 49 回大和市民まつりが開催され、遠藤職務代理が実行委員として参加されました。

5 月 12 日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会通常総会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

5 月 16 日、さつまいも栽培体験教室が開催され、眞壁会長、遠藤職務代理が出席されました。

5 月 19 日、大和市朝霧市推進委員会総会が開催され、眞壁会長が出席されました。

諸報告につきましては、以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 5 月 9 日・10 日、第 49 回大和市民まつりに参加しました。例年ですと 1 日は天候が悪いような、そんな数年の大和市民まつりでしたが、本年につい

ては、両日とも晴天に恵まれ、昨年以上の来場者があったという状況であります。特に大きな事故等、報告はありませんでしたので、とてもよかったと思っております。

それから、5月12日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会通常総会に参加してまいりました。令和7年度の事業報告、令和8年の事業計画が議案審議され、承認されました。その後、各委員から、令和7年度の事業報告についてさらに詳しく説明があり、意見交換等を行いました。

それから、5月16日、さつまいも栽培体験教室第1回が開催され、眞壁会長とともに参加してまいりました。小学生が40名、それから保護者、関係者含めて約100名強の方に参加いただき、これも大変天候のいい状況の中、サツマイモの苗の植えつけ体験を行いました。

私からは以上になります。

○議長 ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、私からですが、5月1日の海老名市で開かれました県央7市町村の通常総会に、職務代理、局長と出席してまいりました。この会議は、総会でございますけれども、県の農業会議、白岩農地部長、県政総合センターの篠原農政部長に出席いただきまして、議案も滞りなく承認され、7市町村の懇親が深められたところでございます。

それから、一昨日、19日に朝霧市の推進委員会総会が行われまして、出席してまいりました。規約の変更が行われ、監事が2名から1名になりました。

私からは以上でございます。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第16号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について、を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第16号については議案書1ページの3件がございました。案内図は総会

資料の３ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

池田委員。

○池田委員　１番についてですけれども、任意後見人の話ですが、この被後見人と任意後見人との関係性についてお尋ねします。

○議長　事務局。

○事務局　後見人と被後見人の関係については伺えておりません。

○議長　池田委員。

○池田委員　これはご家族とか親族関係ですね、任意後見人ですので。その他、弁護士でもいいわけですけれども、今の関係性についてはわからないのですか。

○議長　事務局。

○事務局　ご本人が十分判断能力を有するときに決めたということで任意後見人となっておりますので、その相手に誰を選んだかという関係性までは、ちょっと伺えておりません。

○池田委員　議案書に任意後見人が載っているわけでしょう。被後見人との関係性を聞いているのです。兄弟なのですか親戚なのですか。

○議長　事務局。

○事務局　事務局といたしましては、任意後見制度に基づく手続きであることは確認しておりますが、詳細な関係性についてはまでは伺えておりません。

○議長　池田委員。

○池田委員　一般的に、任意後見人ですので、いわゆる成年後見人とは違いまして、成年後見人というのは裁判所が弁護士などを選任するわけですよ。この任意後見人というのは、ご家族とか、あるいは親しい人たちにお願いするわけですが、ただ単に口約束ではないと思うのですね。任意後見人といえども、きちんと本人との契約をするのですよ。その契約の内容というのは把握されているのですか。

○議長 事務局。

○事務局 登記されている内容で、任意後見代理目録というものが登記されているので、何を代理しているかというのは把握しています。

○議長 池田委員。

○池田委員 それは、お互いに口約束ではなく、きちんと契約をして公正証書に残すのではないですか。

○議長 事務局。

○事務局 任意後見制度は公正証書に残すものと把握しております。ただ、契約書自体は提出いただいてはいなくて、目録という形で確認しております。

○議長 池田委員。

○池田委員 この任意後見人と被後見人との関係性がわからないというのは、事務局として本当に分からないのですか。どこの誰だか分からない人が、任意後見人で議案書に載っているわけですよね。

○議長 事務局。

○事務局 登記事項証明書を確認しましても、氏名、住所等は記載されていますが、関係性についてまでは記載されておられません。

○議長 池田委員。

○池田委員 では、被後見人に対して、任意後見人は、第三者で、全然関係ない方ですか。

○議長 事務局。

○事務局 第三者なのかご親族なのかということは分かりません。

○議長 池田委員。

○池田委員 関係性ぐらいは、農業委員会として把握しておいたほうがよろしいのかなと思うのですね。兄弟なのか、第6親等の中の親族なのか、あるいは全然違う、弁護士とか行政書士とかいろいろいる訳ですけれども。分からない誰かが任意後見人として、今回、議案書に載ってきているわけですから、議案書に載っているのに分からないというのがちょっと疑問なのです。

これからは、農業関係者の皆さんも、高齢化になってくるとこういう状況が出てくるかと思うのです。そのときに、農業委員会の窓口相談に来られたと

きに、どのような回答をするのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 農業委員会といたしましては、農地に関することを中心に事務を行ってまいります。これから高齢化を迎える中で、福祉的な相談等を受けた場合には、しっかり福祉部局と連携を図りながら、進めていければと考えております。

○議長 池田委員。

○池田委員 任意後見人と被後見人との関係性については、個人情報とかプライバシーとかいろいろあると思いますけど、そのくらいは農業委員会として把握してもよろしいのかなということで、これは要望とさせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。木村委員。

○木村委員 今の件ですけれども、我々委員も、良否を判断する役割がありますので、後々疑問が残るようなことがないように、可能な限り、申請が出たときには確認をしていただき、委員の皆さんが適切に判断できるようにしていただきたいと思います。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第17号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第17号についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。総会資料は4ページでございます。

相続人は、被相続人の存命中から被相続人とともに農業経営をしてきており、相続後も農業経営を継続していく意向です。現地はブドウを栽培しており、肥培管理がなされております。

ついては、4月13日に関水委員と相続人立ち会いのもと、現地確認の上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し、証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。

関水委員、お願いします。

○関水委員 4月13日に私と事務局で現地に赴き、相続人と立ち会って現地確認をいたしました。事務局の説明どおり、納税猶予に関して意思確認を行いました。今回の件は問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 地図を見ますと、1337-1と1338-1の間に1筆、何か分らないですけどもすき間があるのですが、これは利用状況としてはどうなっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 公図上、地番のついていない道という、いわゆる赤道かと思われるのですが、実際には一体的にブドウ畑として使われております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、今回網でかかっているところ全体を農地として利用していたという認識でよろしいのでしょうか。そこも含めてですね。

○事務局 はい、そのとおりです。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 そのほかございますでしょうか。木村委員。

○木村委員 納税猶予の適格者証明ということで、今回これは証明の面積が6,007㎡になっていますけれども、この相続人の耕作面積が8,103.74㎡。その差の2,096.74㎡については、もう既に相続人の名義になっているということでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 既に相続人の名義になっている部分と他の世帯員の方の名義になっている部分があります。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第5、議案第10号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第10号についてご説明いたします。議案書3ページ、総会資料の6、7ページをご覧ください。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料6ページの地図に斜線で示しております。地目は畑です。申請理由は、譲渡人の足が悪くなったため、譲受人に代わりにやってもらいたく、あわせて所有権も移転していきたいとのことです。

申請人とは、5月8日に関水委員とともに現地でお会いし、申請内容や状況を確認いたしました。今後は、譲渡人と妻がともに250日を継続し、譲受人4名のうち3名が65日、1名が50日従事予定とのことです。譲受人4名に農業経験はほとんどありませんが、53年の農業経験がある譲渡人の夫妻が教えながら進めるとのことです。農地法第3条第2項各号には抵触しないことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

関水委員、お願いします。

○関水委員 5月8日に現地にて私と事務局で譲受人の代理人兼譲渡人にお会いし、現地を確認して、所有権移転したい旨、確認いたしました。譲渡人は、以前この土地で栗とフキを耕作していましたが、今は管理のみになっているとのことです。今年度は管理を継続し、来年度春から譲受人とともにフキを耕作する旨を

聞いております。今回、許可することは問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第10号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、を採決いたします。

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第10号は、許可することに決定いたしました。

○議長 日程第6、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請について、を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第11号についてご説明いたします。議案書4ページ、資料は8、9ページをごらんください。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料8ページの斜線で示しております。登記地目は畑、現況、畑です。建売住宅用道路として転用するものです。

譲受人は、海老名市を本拠地に不動産の売買、賃貸、仲介、管理その他不動産に関する事業を行っており、本申請地の北側に建売住宅6棟の建設を計画しています。既存道路は幅員が2.72mであり、住宅建設に当たり道路を拡幅する必要があるため、本地を必要としています。譲渡人は、高齢及び会社員のため自営が困難で、農地を減らしたい意向です。本地北側に6棟の住宅を建てるには、道路幅を6mに拡幅し市に帰属させることが開発許可の条件となっているため、位置及び面積は妥当です。

被害防除は、東側農地との境にL型側溝を設置し雨水の流出を防ぎます。こ

のにより被害防除については問題ないと考えます。第3種農地であり、被害防除措置等も十分に配慮されていることから、転用はやむを得ないと考えます。

令和8年5月7日に、代理人、渡邊委員と事務局で現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 5月7日に私と事務局職員と一緒に現地に赴きました。今回の代理人とお会いし、現地を確認いたしました。内容は事務局の説明どおりです。現地の境界、周辺への被害防除等を確認することができました。今回、転用することはやむを得ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 今回のところが農業振興地域ということでちょっとお伺いしたいのですが、この開発予定地、今回の審議の対象の北側のところ、ここの地域については、これはこういった地域になっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらも調整区域で同じなのですが、もともと地図上にある1軒の家が建っているように、宅地要件があるところですので、農地とかという話ではありません。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 その北側は宅地要件を満たしているところなのですが、こちらの土地を開発するために、必要最低限、最小の面積で行われているという認識でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 開発条件に含まれているということなので、必要最低限と認識しております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、この奥のところに6棟建てて、今回のところを道路ということで、位置指定なのか寄贈するのかわかりませんが、今度は、その対象の土地の右上のところですか、拡大図を確認しますと、逆L字形にちょっと斜め向かいについているところがあるのですが、こちらは農地なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは既存の道路になります。今回の対象地の左側が約2.7mの道路となっています。そこから既存の道路が、今回の対象地の北側に続いていて、この逆L字のところにつながっています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 これはよく出てきますけれども、公衆用道路として使っている農地なのかどうなのか。農地だとして転用が出てくるのですけれども、ここは地目としてどうなっていますか。

○議長 事務局。

○事務局 ここは地番がない赤道という形になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、今回の北側の開発に関して、赤道と今おっしゃられたところに関しては、開発に関しては手を着けられない。こっちは農業用の道路として通作への道の一部として使えるような形で残るということでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今回の転用部分の右上の部分は、既存の道路そのまま手を着けないところです。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それと、今回、開発予定地の西側に1本、道路とおぼしきものが地図上にはあるのですね。こちらを延長して、さらに上の方のお宅の売買などを通して、そこで接道させるというような選択というか検討はされたのでしょうか。

ご存じでしたら。

○議長 事務局。

○事務局 そちらを検討したかどうかは伺っておりません。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 既存のやりやすいものがあれば、農業委員会としては、なるべく農地は削ってほしくないというのが気持ちとしてありますので、そちらを検討されたのかどうか。そこの話が難しくて、しょうがなくてこちらなのかと言うのなら納得できるのですけれども、ちょっとそこを知りたかったかなというところですね。ありがとうございます。

○議長 木村委員。

○木村委員 今、この3種農地を許可するかどうかという判定に関しては、一応、既存宅地で道路が狭い、ついては3.3m広げて6mにした上でまちづくり計画課から許可が出るということです。私として確認したいのは、隅切りが、今回は右側だけになっていきますけれども、あくまでも6mあれば隅切りは片方だけでもいい、そういう了解のもと、まちづくり計画課では許可を下ろしたのではないかと思います。その辺、もし確認できているのであれば教えていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 隅切りについてはこの計画で許可が下りているので、逆側の隅切りについては、話は出ておりません。

○議長 そのほか質疑ございますでしょうか。池田委員。

○池田委員 これは調整区域にある建売ですけれども、下水道は、調整区域に入っていないと思うのです。下水道の関係はどうなっているのですか。

○議長 事務局。

○事務局 宅地内に浄化槽を設置する計画になっています。

○議長 池田委員。

○池田委員 わかりました。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長　よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第１１号、農地法第５条第１項の規定による所有権移転許可申請について、
を採決いたします。

議案第１１号について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　挙手全員であります。よって、議案第１１号は、許可相当とすることに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和８年５月大和市農業委員会第５回総会を閉会いたします。

午前１０時３８分　閉会